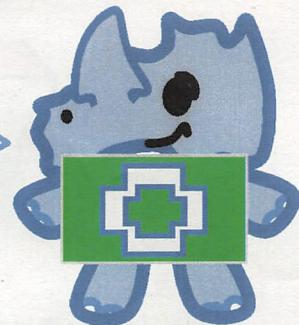


## ～転倒災害防止対策重点実施キャンペーン～

# 転ばないでね！

福島県内の労働災害で転倒によるものが全体の1／4を占め、年間500人と多発しています。特に、12月から2月までの冬期間に半数の発生となっています。また、高年齢労働者が転倒災害を発生させた場合にその災害の程度が重くなる傾向にあります。

今後、冬場を迎え、転倒災害が多発することが予測されます。各事業場において転倒災害防止対策を徹底し、安心して働く職場環境をつくりましょう。



©2015 ゼロサイくん

**期間** 平成27年12月1日から平成28年2月29日まで

**提唱者** 福島労働局・各労働災害防止団体

**実施者** 各事業場

図1 平成26年事故の型別災害発生状況

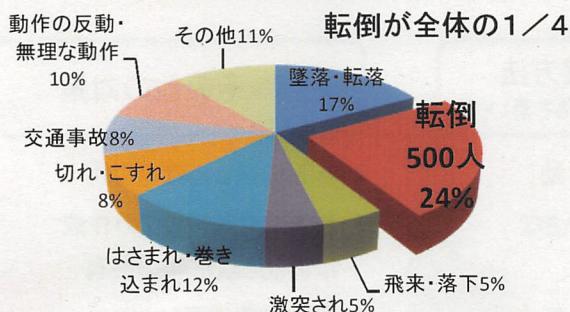
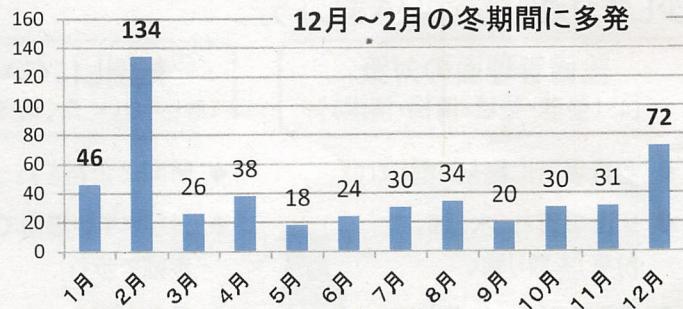


図2 平成26年月別転倒災害発生状況



### 【提唱者】

#### <福島労働局の実施事項>

- ①周知啓発資料「転ばないでね！」の作成、配布
- ②厚生労働省の「STOP！転倒災害特設サイト」の案内
  - ・効果的な対策、好事例の紹介（チェックリストを含む）
  - ・保護具等・セミナーの案内
  - ・積雪、凍結期等の対策
- ③業界団体等への協力要請
- ④チェックリストを活用した事業場への指導（12月～2月）

#### <各労働災害防止団体の実施事項>

- ①会員等への周知啓発
- ②事業場への指導援助
- ③テキスト、周知啓発資料等の提供
- ④保護具等の普及促進

### 【実施者】

#### <各事業場の実施事項>

重点取組期間（12月～2月）を中心に、チェックリストを活用した職場の総点検を行い、安全委員会等での調査審議等を経て、職場環境を改善する。

#### 【主な転倒防止対策】

- ①段差・継ぎ目等の解消、4Sの徹底、床面の油汚れや水濡れ、障害物の除去
- ②照度の確保、危険箇所の表示等の「見える化」の推進
- ③安全な歩き方、作業方法の推進
- ④作業内容に適した保護具の着用の推進
- ⑤冬季の気象情報を活用したリスクの低減、危険マップの作成等

# 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？



## [主な原因]

- ・床が滑りやすい素材である。
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている



## [主な原因]

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など



## [主な原因]

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

## 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しづつ取り組んでいきましょう。

### 設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



### 転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



### その他の対策

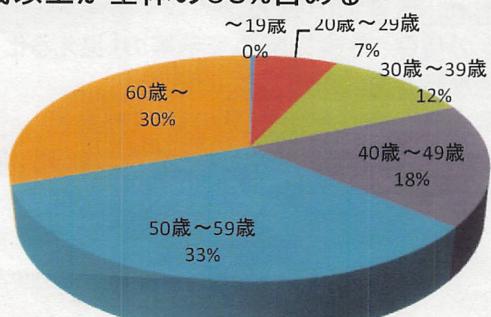
- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



## 高年齢労働者の転倒災害防止対策の留意点

50歳以上の高年齢労働者の転倒による労働災害は、全体の63%を占めています。高年齢労働者は、加齢により身体強度や運動機能が低下するため、転倒しやすく、わずかなつまずきであっても被災の重篤度が高まる傾向にあります。次のことに留意して対策を講じましょう。

### 50歳以上が全体の63%占める



平成26年齢別転倒災害発生状況

### 【対策のポイント】

#### 1 感覚機能の低下への対応

- ①作業場を明るくする。
- ②標識等を大きくはっきりさせる。
- ③情報伝達の方法を聞く方法から見える方法に変える。

#### 2 運動機能低下への対応

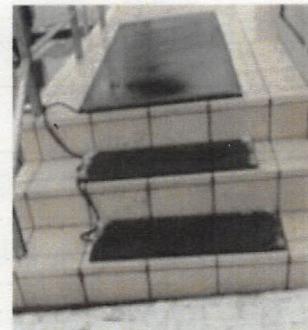
- ①床の凸凹、傾斜、段差をなくし、通路の直線化をはかるなど、すべったり、つまづくことのないようにする。
- ②作業場の温湿度等を調整する。

## 冬期の転倒災害防止のポイント

積雪・凍結などの転倒災害のリスクが高くなる冬期間は、以下の対策が特に重要です。

### ◇天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し、早めの対策を実施しましょう。



### ◇時間に余裕をもって歩行、作業を行う

天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を付けて歩くようにしましょう。

<ヒートマットの設置例>

### ◇駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などに注意する

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口では転倒防止用マットを敷き、夜間は照明設備を設けて明るさ（照度）を確保しましょう。

### ◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

## 転倒防止に役立つ靴と保護具を活用しましょう

### 雪道を安全に歩くには、靴選びが大事！

#### <靴選びの3つのポイント>

- ▶ 防滑性：靴底が滑りにくいこと  
(やわらかいゴム底のものは、ゴムがすり減っていないかも  
しっかり確認しましょう)
- ▶ 撥水性・防水性：水分が靴の中に入り込まないこと
- ▶ 保温性：靴の中を温かく保てること  
このほかにも、靴の重量やバランス・屈曲性・つま先の高さも  
ポイントになります。



柔らかいゴムを使った  
靴底は、路面に対する  
密着力が強いため滑り  
にくくなっています。

### 「STOP！転倒災害プロジェクト2015」特設サイトのご案内

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」特設サイトでは、転倒災害の現状から対策まで事業場での取組に役立つ情報を提供しています。

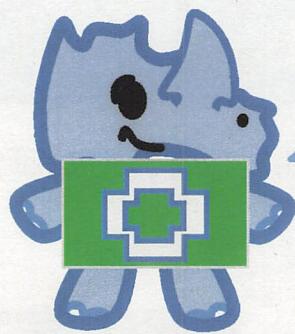
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒

検索



©2015 ゼロサイくん

## 転倒の危険はありませんか？ あなたの職場をチェックしてみましょう

### 転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1	整理・整頓・清掃・清潔に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
2	通路、階段、出口に障害となる物を放置していませんか。	<input type="checkbox"/>
3	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか。	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか。	<input type="checkbox"/>
5	時間に追われて、あわてて作業を行っていませんか。	<input type="checkbox"/>
6	荷物を持ちすぎて足元が見えないことはありませんか。	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、携帯電話を使いながら歩いていませんか。	<input type="checkbox"/>
8	作業靴は、作業や歩行に適し、ちょうど良いサイズのものを履いていますか。	<input type="checkbox"/>
9	危険予知活動(KY活動)やヒヤリ・ハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか。	<input type="checkbox"/>
10	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識はありますか。	<input type="checkbox"/>
11	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか。	<input type="checkbox"/>
12	積雪・凍結などによる転倒災害を防止するため、天気予報に気を配り、時間に余裕をもった歩行・作業、駐車場や屋外通路の除雪・融雪、適切な履物・歩行方法の教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？問題のあったポイントが改善されれば、安全水準を向上させ、働きやすい職場になります。どう改善するか職場の「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！

### 通路・作業場の床面に関する労働安全衛生規則（抜き）

#### (通路)

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

#### (通路の照明)

第541条 事業者は、通路には、正常な通行の妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。

#### (屋内に設ける通路)

第542条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまづき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ1.8メートル以内に障害物を置かないこと。

#### (作業場の床面)

第544条 事業者は、作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。